

特定空家等の解体、撤去および処分について

次の建築物およびこれに付属する工作物（以下「建築物等」という。）の所有者または管理者であって、確知できない者（以下「所有者等」という。）について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 22 条第 10 項後段の規定に基づき公告する。

令和 6 年 4 月 10 日

日野町長 堀江 和博

1 建築物等の所在地

滋賀県蒲生郡日野町大字石原 1202 番 1

2 建築物等の種類等

家屋番号 1202 番 1

種類 店舗兼住宅

構造 木・軽量鉄骨造瓦葺 2 階建

床面積 171.61 m<sup>2</sup>

3 指導に係る措置の内容

本件建築物等を解体、撤去および処分をすること。

4 必要な措置を命ずべき理由

前面道路である町道三十坪・石原線は近江鉄道バスの運行路線になっており、車両等の通行量も多い。火災の損傷により建物の一部が道路側へ傾斜しており、大変危険な状況にあり、法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等に該当する。

このまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険かつ衛生上有害となるおそれがある。

措置については、火災により建築物等の構造部材が著しく劣化しているため、除却を命ずるものである。

5 措置の期限

令和 6 年 4 月 25 日（木）

6 措置をとらなかった場合

所有者等が、5 の期限までに 3 の措置を履行しないときは、法第 22 条第 10 項の規

定により、所有者等の負担において、町長または町長が命じた者もしくは委任した者（以下「町長等」という。）が3の措置を行うことがある。

#### 7 動産等の取扱い

町長等が3の措置を行うときは、一見して明白に相当の価値があるものと認められない限り、建築物等の中およびその敷地に残置されている動産等を撤去、処分する。動産等について権利等を主張しようとする者は、5の期限までに運び出したりはその物を指定して保管もしくは引き渡すよう通知すること。

#### 8 問合せ先

日野町建設計画課

住 所 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地

電 話 0748-52-6567

F A X 0748-52-2043